

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A大学（以下「大学」という。）に雇用され、A大学病院（以下「事業場」という。）において事業場内情報端末の障害対応を担当していた。

請求人によると、長時間労働、無理な作業量、パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）、手術中の手術室での作業等による精神的・身体的負荷により、心身の異常が生じたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、B医院に受診し、「不眠、動悸、胃潰瘍、狭心症疑い」と診断され、同月〇日、C病院に受診し、「うつ病エピソード」と診断され、平成〇年〇月には「妄想性障害疑い」と診断されて、さらに平成〇年〇月〇日、D病院に転医し、「うつ病」と診断された。

請求人は、平成〇年〇月〇日から病気休暇を取得し、平成〇年〇月〇日からは病気休職となり、平成〇年〇月〇日に退職となった。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成○年○月○日付け意見書において「請求人は、平成○年○月上旬にICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽症うつ病エピソード」を発病したと考えるのが妥当である。」と述べており、当審査会も請求人の症状経過及び医師の所見等に照らし、専門部会の意見は妥当であり、請求人は、平成○年○月上旬にICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽症うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)に

において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、業務における心理的負荷となった出来事として、①「事業場の病棟改装に伴う情報端末関連の業務」、②「手術室での端末トラブルのメンテナンス作業」、③「上司によるパワハラ」、④「新たな職場での就業」等を挙げているので、以下、各出来事について検討する。

ア まず、請求人らは、上記①について、パソコンの調査・移転ができなければ大学病院という生命及び身体を扱う巨大な組織の業務に支障を生じる恐れがあったものであり、明らかに過重な業務であることから、負荷の強度は強と評価すべきである旨主張している。この点、当審査会は、専門部会の上記意見書のとおり、当該出来事は「認定基準別表1」の評価項目10「新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと判断するも、請求人の職歴、同業務に従事した期間及び当該業務について結果的に完了できなかったことに対してペナルティがなかったことなどを総合的に勘案すると、決定書理由に説示するとおり、当該出来事に係る心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 次に、請求人らは、上記②について、大量の血や内臓を目撃するとともに、そうした独特の臭いの中で作業をすることになるものであり、悲惨な事故の目撃に準じるような精神的負荷を受けた旨を主張している。当審査会としては、請求人が、そうした環境下において業務に従事することがあった可能性は否定できないものであることから、専門部会の上記意見書のとおり、「認定基準別表1」の評価項目2「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に照らして検討したが、事業場関係者等の申述等からみると、請求人が主張するがごとき悲惨な状況下にあったとは認め難く、決定書理由に説示するように、当該出来事に係る心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ さらに、請求人らは、監視カメラが設置される等の過剰な監視が行われた

こと及び上記③の過剰な叱責等の上司によるパワハラが行われたことは、負荷の強度として強と評価されるべきである旨主張している。この点、専門部会の上記意見書によると、監視カメラはあったものの録画していたわけではないとされており、また、請求人が主張する離席の都度確認されていたという点は、事業場関係者の申述等からみて、工作上必要に応じてなされたものとみることが相当である。もっとも、請求人のこうした主張からみて、請求人と上司等との関係は良好であったとは言えないと推認されることから、請求人の主張どおり、「上司及び同僚から嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に該当するとみて評価するも、請求人が主張する出来事の程度を勘案すると、決定書理由に説示するとおり、当該出来事に係る心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ その他、請求人らは、上記④の新たな職場での就業を開始して配置転換や転勤に準じるような精神的負荷があったとも主張しているが、決定書理由に説示のとおり、請求人の採用・配置問題については、評価期間内の出来事ではないことから、評価の対象にはならないものと判断する。

オ 請求人らは、時間外労働についても、パソコン等の調査のため、平成〇年〇月から同年〇月中旬までは毎日のように終電まで勤務し、同年〇月の連休中もすべて自宅で夜遅くまで仕事をしていた旨主張しているが、一件記録からは、当該事実を確認することはできない。なお、審査官は、労働時間について、就業月報、カードキーの解錠及び施錠の履歴等に基づき、評価期間における1か月の時間外労働は最長でも43時間7分としているところ、当審査会として再度確認するも、同算定は妥当であり、したがって、「認定基準別表1」の評価項目16「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）には該当せず、恒常的な長時間労働も認められないものと判断する。

カ 以上のことから、決定書理由に説示するとおり、出来事についての総合評価は、全て「弱」であり、恒常的な長時間労働など、特段の理由も見当たらないことから、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」とであると判断する。

(5) したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の理由によるものとは認められないものと

判断する。

なお、請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。